

3. ICTを活用した医療と介護の情報連携について

2025年に向けて、各地域で地域包括ケアシステムを構築し、医療・介護等を一体的に提供する体制を整備していくためには、在宅医療・介護に係る機関・事業所間での情報共有が重要である。

そのためには、診療所や介護サービス事業者等、様々な主体が必要な情報連携を行う必要があるが、現在は異なる情報システムを利用している機関・事業所間では、情報共有ができない状況にある。

そこで、異なる情報システムを利用している機関・事業所間でも必要な情報共有をできる仕組みを構築するため、厚生労働省等において、平成24年度から共有する情報項目や情報の共有方法の標準化に向けた取組を進めており、平成25年度の老人保健健康増進等事業において、共有すべき情報項目等を含む「在宅医療と介護の連携における情報システムの適切な利用を促進するためのガイドライン」（草案）を作成した。

今年度、さらに、標準化に向けた取組を進めていることから、各自治体においても、このような医療・介護の情報連携の標準化のための取組を承知いただくとともに、各地域における医療と介護の情報連携が進むよう医療・介護関係者の意識を醸成する等の各種取組を推進していただきたい。

【報告書全文 東京大学HP】

<http://www.iog.u-tokyo.ac.jp/research/jigyou.html>